飲用井戸から上水道へ転換する方の水道加入金について

飲用井戸から上水道へ転換する場合は、既存の水道加入金に加えて、さらに30,000 円減免いたします。

【飲用井戸から上水道への転換する際の水道加入金】

メーター口径	水道加入金	既存減免額	**減 免 額** **飲用井戸から上水道転換のみ**	**減免後の額**
13mm	99,000円	33,000円	30,000 円	**36,000円**
20mm	165,000円	55,000円		**80,000円**
25mm	198,000円	33,000円		**135,000円**
30mm	286,000円	33,000円		**223,000円**
40mm	363,000円	44,000円		**289,000円**
50mm以上	825,000円	55,000円		**740,000円**

飲用井戸から上水道へ転換する場合は、給水工事装置申込書を提出する際に、併せて水道加入金の特別措置に関する減免申請書をかすみがうら市上下水道お客様センターにご提出ください。

※減免申請書の提出のないものは無効となりますのでご注意ください。